

みなかみ町行政視察受入に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みなかみ町（以下「町」という。）が行政視察を受け入れ、町が保有する行政情報その他情報を提供する際の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「行政視察」とは、官公庁、議会、民間事業者、任意団体、個人等が、町の取り組む各種政策に係る行政情報その他情報について、聴取、見学、意見交換、交流等を行うことを目的に来町又はオンラインにおいて、職員等を要してその対応を行うことをいう。

2 この要綱において「視察費」とは、行政視察にかかる資料等の作成に係る経費その他費用をいう。

3 この要綱において「視察者」とは、第4条に規定する申請により町への行政視察の受入を許可された者をいう。

(事務分担)

第3条 行政視察の受付、対応、視察費の徴収等の事務は、当該行政視察の主たる目的事項を所管する課等（以下「所管課」という。）が行う。この場合において、主たる目的事項が複数の所管課が関与するときは、当該複数の所管課において協議し、事務分担を決定するものとする。

2 所管課は、円滑な行政視察を行うため、必要な事項について視察者と事前に調整を図るものとする。

(行政視察受入れ日時等)

第4条 行政視察の受入れについては、1団体当たり5名までを基本とし、開庁日の午前9時から午後5時までの3時間以内とする。ただし、当該日時に困難であることが明らかな場合その他やむを得ない事情により当該日時以外に対応することが必要と認められる場合は、この限りでない。

(申請)

第5条 行政視察を希望する者（以下「申請者」という。）は、みなかみ町行政視察申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(受入決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、受入れの可否を行政視察決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(視察費の徴収)

第7条 町長は、行政視察の受入れを行うときは、別表のとおり視察費を徴収するものとする。ただし、視察の過程において有料施設の入館料、外部講師委託料等が発生した場合は、視察者が別に負担するものとする。

2 行政視察（オンラインによる行政視察を除く。）の人数が5名を超える場合は、1名に

つき2,000円を視察費に加算するものとする。

- 3 行政視察の実施時間が3時間を超える場合は、1時間につき10,000円を視察費に加算するものとする。この場合において、当該超える時間に1時間未満の端数が生ずるときは、これを1時間として計算するものとする。
- 4 視察者は、町長が発行する納入通知書により視察費を前納しなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。
- 5 前項の規定により前納した視察費は、いかなる場合においても、これを還付しない。
(視察費の減免)

第8条 町長は、特に必要があると認めるときは、視察費を減免することができる。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月23日から施行する。

別表（第6条関係）

種別	基本料金（税込）
行政視察（実地）	30,000円
行政視察（オンライン）	10,000円

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

みなかみ町行政視察申請書

みなかみ町長 様

みなかみ町行政視察受入に関する要綱第 5 条の規定により、下記内容のとおり、みなかみ町への行政視察を申請します。

記

団 体 名	
代 表 者 名	
住 所	
連 絡 先	電話： FAX： メールアドレス：
希 望 日 時	年 月 日 時 ～ 時
参 加 人 数	人
目 的	
その他要望事項	

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

行政視察決定通知書

様

みなかみ町長
(課 係)

みなかみ町行政視察受入に関する要綱第 6 条の規定により、下記内容のとおり、行政視察の受入れを決定したので通知します。

記

所管課	
所管課担当者	担当者名： 連絡先：
視察費決定額	円
備 考	

※別紙「納入通知書」により行政視察の当日前までに視察費を納入してください。